④割賦譲渡元金	32,554,343,883		
貸倒引当金	△ 3,290,529,051		
	29,263,814,832	30,937,611,342	1,673,796,510
⑤貸付金	3,443,625,844		
貸倒引当金	△ 672,316,988		
	2,771,308,856	2,789,254,610	17,945,754
⑥破産更生債権等	3,751,227,573		
貸倒引当金	△ 3,131,800,199		
	619,427,374	619,427,374	—
⑦環境再生保全機構債券（１年以内を含む）	(10,000,000,000)	(10,028,000,000)	(28,000,000)
⑧長期借入金（１年以内を含む）	(4,184,613,000)	(4,198,095,872)	(13,482,872)

（注１）負債に計上されているものは、（　）で表示しております。

（注２）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②預託金（１年以内を含む）

預託金の時価については、元利金の合計額を同様の新規預託を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、有価証券のうち譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④割賦譲渡元金

一般債権については、元利金の合計額を同様の新規建設譲渡をしたと仮定した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑤貸付金

一般債権については、元利金の合計額を同様の新規貸付をしたと仮定した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑥破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑦環境再生保全機構債券（１年以内を含む）

発行する債券の時価は、市場価格によっております。

⑧長期借入金（１年以内を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注３）預り維持管理積立金（貸借対照表計上額83,069,831,136円）は、市場価格がなく、かつ、事業者に対して払い戻す時期が現時点では未確定である性質上、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

２．有価証券関係

⑴　満期保有目的債券で時価のあるもの

（単位：円）

区分	種類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,588,878,903	33,363,744,000	1,774,865,097
	地方債	7,715,354,729	8,027,885,200	312,530,471
	社債	3,098,885,207	3,233,150,000	134,264,793
	政府関係機関債	32,422,307,141	33,961,596,700	1,539,289,559
	小計	74,825,425,980	78,586,375,900	3,760,949,920
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	299,960,126	299,640,000	△ 320,126
	譲渡性預金	174,020,000,000	174,020,000,000	—
	小計	174,319,960,126	174,319,640,000	△ 320,126
合計		249,145,386,106	252,906,015,900	3,760,629,794

⑵　満期保有目的債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	200,000,000	10,000,000,000	14,500,000,000	7,040,000,000
地方債	258,000,000	6,100,000,000	80,000,000	1,280,000,000
社債	—	2,800,000,000	600,000,000	—
政府関係機関債	900,000,000	9,121,000,000	10,500,000,000	11,900,000,000
譲渡性預金	174,020,000,000	—	—	—
合計	175,378,000,000	28,021,000,000	25,680,000,000	20,220,000,000

３．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度と厚生年金基金制度を採用しております。

当機構が加入する厚生年金基金の代行部分については、厚生労働大臣から平成26年３月１日付で将来分支給義務免除の認可を受け、平成27年４月１日付で過去分支給義務免除の認可を受けております。

また、平成27年４月１日に同厚生年金基金から、企業年金基金（確定給付企業年金と確定拠出年金の複合型）へ移行しております。